改正後

（信号の表示）

第三条の二　令第二条第三項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

2　令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～カ　略］

ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、三時限（基本操作及び基本走行（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対するものを除く。）にあつては、二時限）を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。

タ　ヨの規定にかかわらず、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許（別表第四において「ＡＴ小型限定普通二輪免許」という。）に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）一人に対する一日の教習時間は、四時限（基本操作及び基本走行にあつて

改正前

（信号の表示）

第三条の二　令第二条第三項又は第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

［項を加える。］

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～カ　同上］

ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、基本操作及び基本走行については二時限（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものについては、三時限）を、応用走行については三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、当該教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、合計三時限を超えてはならない。

［号の細分を加える。］